

教育実習のための注意事項

平成 25 年度教育実習事前指導（11 月 10 日,17 日）

❖ 教育実習に際しては、実習校の指示に従い、十分な良識と責任をもって、東北大学学生としてのみならず、「社会人」としてもふさわしい行動を心がけてください。

- ◇ 一般的な常識・マナーに基づいて行動すること。（服装・挨拶・言葉遣い…等）
- ◇ 生徒は実習生を「先生」として見ていることを忘れずに行動すること。
- ◇ 実習中および実習後、特定の生徒と校外で会う等の行動は厳に慎むこと。

❖ 計画性を持って教育実習に臨んでください。

- ◇ 本当に教員免許状取得（最終的には教職に就くこと）を目指しているのか、自身の進路や履修計画を再度よく考えること。
 - ※ 例年実習校から、単に資格取得を目的とする学生ではなく、将来本当に教職に就くことを希望する学生に実習に来て欲しいとの要望が寄せられています。
- ◇ 実習直前、あるいは実習が始まってから、辞退することのないようにすること。
 - ※ 辞退は、実習校・教育委員会・次年度以降の本学実習生（教職を志す後輩達）に多大な迷惑がかかります。（教育実習の手続きは、対実習校・対教育委員会との関連の中で行うものです。急な辞退や変更は、対外的に多大な迷惑がかかる行為であることを理解してください。）
 - ※ 大学を離れて 2~3 週間の長期実習となりますので、再度、自分の履修計画や進路を検討のうえ、実習の履修を決めてください。（アルバイト、部活動・サークル活動等の調整も必ず事前に済ませてください。）

❖ 生徒理解

- ◇ 実習生であっても、「教師」として生徒を十分理解するよう努めること。
 - ※ 例年実習校から、東北大学の学生は基礎能力が高く、授業に独自の工夫が出来る点は評価しているが、生徒の立場に立った視点に欠ける傾向にあるので、生徒の実態を理解して欲しい、との要望があります。

❖ 実習前

- ◇ 教育実習に関する諸連絡は、すべて各学部・研究科の教務係を通じて行うので、注意すること。
- ◇ 実習校ごとに“事前打合せ”が行われるので、日時・場所等を確認のうえ、必ず出席すること。
 - ※ 実習生側から積極的に連絡をしてください。
- ◇ 実習校の指示を受け、担当教科、担当学年で使用する教科書等を確認のうえ、事前に十分な準備をすること。
 - ※ 『教育実習の事前指導要項』を各自精読することはもちろんですが、特に“〔4〕実習を円滑にするために・教育実習上の心得（その 1, 2）”の記載事項には留意してください。
- ◇ 実習中の方が一事故に備えて、学生教育研究賠償責任保険（学研賠）に必ず加入すること。（学研賠に加入するためには、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入していることが必要。）

❖ 実習中

- ◇ 実習中の勤務時間、実習方法等は実習校の指示に従うこと。
- ◇ 実習期間中は、欠席・早退・遅刻をしないよう十分注意すること。
 - ※ 就職活動・講義・実験・実習・ゼミ参加および部活動等の予定は必ず事前に調整し、欠席等することのないようにしてください。
 - ※ 体調不良等、やむを得ない理由により欠席等する場合は、事前に理由を付して校長または実習指導教諭に申し出て、許可を受けてください。



- ※ 2日を超える欠席は認められません。
- ※ 欠席した場合には、実習校に加え大学へもその旨連絡してください。
- ◇ 教員としてふさわしい服装を心がけること。
 - ※ 華美にならないよう留意し、髪もきちんと整えてください。（サンダル・ジャンパー・ジーパン等は禁止。）
 - ※ 上履きは各自用意してください。
- ◇ 実習校への通勤は、原則として公共交通機関を利用すること。
 - ※ やむを得ない事情で自家用車やバイクの使用を希望する場合は、実習校の承認を得てください。
- ◇ 「教育実習日誌」は、当日終了時または翌朝指導教諭に提出し、指導を受けること。
 - ※ 誤字・脱字のないよう注意してください。（鉛筆書きは不可。）
- ◇ 「研究授業」の指導案作成等
 - ① 綿密な指導案を作成すること。＝遅刻等がなくても、授業の準備不足・研究授業の出来によっては、“D（不合格）”と評価される場合もある。
 - ② 分単位で授業計画を作ることが求められる。通常は4～5ページ。（具体的には実習校の指示に従うこと。）
 - ③ 実習日誌等の書き方についても配慮すること。（個々の生徒の否定的側面を強調するような記述は避けること。）

❖ 体調管理

- ◇ 各自体調管理には十分に留意すること。
 - ※ インフルエンザ等が流行した場合は、本学の対策指針に基づき、本人の体調にかかわらず、実習への参加を見送る等の対策を取ることがあります。具体的な指示は、大学のHPや対象者への直接連絡で行う予定です。
 - ※ 万が一休校等の措置が取られた場合は、指示に従い、速やかに対応してください。
 - ※ 実習直前・実習中に麻疹にかかった場合は、実習に参加できません。麻疹の初期症状（38度程度の高熱と咳、鼻水）がみられた場合は、実習には行かずに必ず医療機関で診察を受けてください。また、麻疹に罹患したことがない場合は、各自実習開始前までに医療機関で《抗体を調べる→抗体がない場合はワクチンを接種する》ことを必ず行ってください。（罹患歴は母子手帳で確認すること。）医療機関での受診、ならびに検査結果が判明するまでには、時間を要する場合がありますので、早めに受診してください。医療機関で発行された抗体検査の結果用紙や、ワクチン接種を証明する書類は、実習校から提出の指示があった場合に速やかに提示できるよう、各自保管しておいてください。

❖ 実習後

- ◇ レポートは、教育実習終了後1週間以内に所属学部・研究科の教務係へ必ず提出すること。
- ◇ 教育実習謝金（委託費等）は、大学側から照会のうえ、受取希望のあった実習校へ大学から支払う。
 - ※ 原則として実習終了後に実習校から指定された銀行口座へ振り込みます。
 - ※ 不明な点が生じたら、教務係へ問い合わせてください。

❖ その他

- ◇ 平成25年1月～2月に、「履修届」を提出すること。（詳細は後日掲示。）
 - ※ 教育実習にかかる最終の意思確認となり、指導教員の認印が必要です。
 - ※ 締切日までに提出しない場合は、教育実習に参加できません。